

「クリーンエネルギー分野における国際共同研究開発に関わる
国内外の研究動向及び技術課題検討調査」に係る公募要領

(2021年11月15日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部

【受付期間】

2021年11月15日(月)～2021年11月30日(火) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/qftrolftokg2>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- アップロードするファイルは、全てPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「クリーンエネルギー分野における国際共同研究開発に関わる国内外の研究動向及び技術課題検討調査」
に係る公募について
(2021年11月15日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

本調査は、2021年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「クリーンエネルギー分野における国際共同研究開発に関わる国内外の研究動向及び技術課題検討調査」

2. 調査概要

(1) 調査の目的・内容

●調査の目的

NEDOでは、「革新的環境イノベーション戦略」や「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（以下、グリーン成長戦略）等を踏まえ、「クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業」として、2030年以降の実用化を見据えたクリーンエネルギー分野における非連続な価値の創造に繋がる技術シーズの発掘・育成を目指し、我が国が諸外国の有する技術・研究資源を活用しつつ推進する国際共同研究開発の支援を進めている。

我が国はクリーンエネルギー分野において世界の中でも高い技術力を有し、将来有望な技術シーズを保有している。当該分野における更なる革新的なイノベーションを実現するためには、内外の叡智を結集した国際的な共同研究開発の展開等に繋げることが必要である。このような取り組みをより一層加速し、今後のNEDO等による支援活動に活用することを目的として、グリーン成長戦略に掲げられた14の重要分野のうち、原子力産業、ライフスタイル関連産業を除く12分野*1に関して、政府が造成する基金と民間の研究開発投資によって進めていく「研究開発フェーズ*2」（以下研究開発フェーズのうち①、技術成熟度レベル（Technology readiness levels (TRL)）ではTRL3~5を想定）に該当する技術課題のうち、国際連携により研究開発の加速、高度化が期待できる技術課題を抽出し、同技術課題に対して欧米諸国等及び我が国の研究機関・大学等による研究開発の動向を把握するとともに、我が国と欧米諸国等との国際連携の可能性に関する分析を行い、国際連携が期待できる技術課題を特定する。

12分野*1：①洋上風力・太陽光・地熱産業、②燃料アンモニア産業、③水素産業、⑤自動車・蓄電池産業、⑥半導体・情報通信産業、⑦船舶産業、⑧物流・人流・土木インフラ産業、⑨食料・農林水産業、⑩航空機産業、⑪カーボンリサイクル・マテリアル産業、⑫住宅・建築物産業／次世代型太陽光産業、⑬資源循環関連産業

研究開発フェーズ*2：グリーン成長戦略による工程表では、各分野における成長を実現する上で鍵となる重点技術等について、①政府が造成する基金と、民間の研究開発投資によって進めて

いく「研究開発フェーズ」、②民間投資の誘発を前提とした官民協調投資によって進めていく「実証フェーズ」③公共調達、規制・標準化等の制度整備による需要拡大と、これに伴う量産化によるコスト低減を図っていく「導入拡大フェーズ」、④規制・標準等の制度を前提に、公的な支援が無くとも自立的に商用化が進む「自立商用フェーズ」を意識し、日本の国際競争力を強化しつつ、自立的な市場拡大につなげるための具体策を提示している。

●調査の内容

上記の目的を達成するため、以下の項目について、NEDOの確認を得て実施する。

(1) グリーン成長戦略における産業分野のうち、「研究開発フェーズ」に該当する技術領域において、国際連携により研究開発の加速、高度化が期待される技術課題の抽出

本調査の検討対象として、グリーン成長戦略に掲げられている各産業分野において「研究開発フェーズ」に該当する技術課題のうち、国際連携により研究開発の加速、高度化が期待できる技術課題の抽出を目的として以下の業務を行う。

① 技術課題の抽出

グリーン成長戦略にて掲げられている原子力産業、ライフスタイル関連産業を除く 12 分野のうち、国内外で近年実施された、また実施されている研究開発事業の動向を踏まえ、WEB 情報等の公開情報を基に、我が国だけでは解決が難しく、国際連携により研究開発がさらに加速する、もしくは技術のさらなる高度化が期待できる、さらには新たな技術イノベーションへ繋がる技術課題を抽出する。各分野で対象とする技術課題の範囲や重要度に鑑み、技術課題の抽出数は各分野につき、最少で 2 件、最大で 5 件とする。

② 各技術課題の分析と課題解決に資する研究開発要素の抽出

①で抽出された技術課題の分析により、実用化するにあたってのボトルネック（必ずしも研究開発課題に限らない）に基づき、各技術課題の解決に資する研究開発要素を抽出する。

(2) 各技術課題および研究開発要素に対する欧米諸国等及び我が国における研究機関・大学等による研究開発の動向調査

(1)で抽出された技術課題および研究開発要素に対して、我が国だけでは解決が難しい技術課題および研究開発要素に対して、各国のクリーンエネルギー分野での政策動向を踏まえ、欧米諸国等が先行する研究開発の動向に関する調査を行う。他方で、我が国の研究機関・大学等による研究開発動向を並行調査し、欧米諸国等の研究開発の動向と我が国の研究開発の動向について、研究開発の先進性や技術の成熟度について TRL 等を指標として比較検討の上、体系的に整理する。調査にあたっては、可能な限り

実態を把握するために、有効な情報収集方法、ヒアリング先、ヒアリング項目を設定した上で各機関へのヒアリングを実施し、得られた研究開発の動向を整理する。

① 欧米諸国等において政策的に優先度の高い研究開発分野の抽出

研究開発の動向調査に際し、欧米諸国等において政策的に優先度の高い研究開発分野を抽出し、(1)で抽出された技術課題および研究開発要素との比較検討を行うことで、世界的に注目されているエネルギー・環境分野における課題に対応した研究開発の重点分野や技術課題、研究開発要素を特定する。米国 ARPA-E や欧州 Horizon プログラムなどで公募している研究開発課題情報も参考にする。

② 情報収集方法の検討及びヒアリング先の選定

(1)で抽出された技術課題及び研究開発要素について、欧米諸国等及び我が国における研究機関・大学等へのヒアリングの実施に当たり、公開情報、WEB 情報、ヒアリング等を組み合わせた収集方法を検討する。必要に応じて、N E D O から提供される情報等も用いるものとする。

③ 調査項目

本調査の目的を効率的に達成することができるように、技術課題ごとに収集すべき項目を検討・設定する。ヒアリングを行う際は、設定した項目をヒアリングシートとして取り纏め、収集漏れがないように取り計らう。具体的な調査項目として次の項目を含むとするが、これに限定されない。

調査項目：機関名、技術課題、技術概要（含む競合技術に対する技術的優位性、革新性）、現在の研究開発状況（難航、順調等）、今後の研究計画、海外との連携実績・可能性等

④ ヒアリング調査の実施

②で検討した収集方法に沿って欧米諸国等及び我が国における研究機関・大学等による研究開発動向等に係る情報はヒアリングを中心に収集する。

(3) 我が国と欧米諸国等との国際連携の可能性に関する分析

上記(2)で収集された欧米諸国等の研究開発動向等情報を踏まえ、国際共同研究を実施することにより、一国のみでは実現できない革新的な技術の創出に繋がり、我が国にとっても裨益となる意義・メリットが明確な国際連携案件であり、特にN E D O クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業において優先して取り組むべき技術課題（実施可能な国際連携体制含む）を 10 件程度特定し、N E D O の確認後に「国際連携が期待できる技術課題案」として選定する。

(4) 検討会議の開催

(1)～(3)の遂行にあたり、有識者による検討会議を数回程度開催し、有識者から調査内容及び結果に対する助言を得ると共に、クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業の公募

課題案となりうる「国際連携が期待できる技術課題案」についての議論を行う。構成メンバーについては、NEDOと相談して選定すること（5～10名程度を想定）。また、開催形式については、オンライン等含め検討し、必要な会場の確保や関係者への連絡、有識者への交通費及び謝金支払い等、運営にかかる業務を行うこと。

(5) その他

本仕様書に定める事項については、随時NEDOと調整の上、実施する。上記の項目以外で、本調査目的に合致するような受託事業者による主体的な調査や提言等については、NEDOとの協議を経て実施することとする。

(2) 実施期間

NEDOとの契約締結日から10カ月を経過する日まで
調査期間中は、定期的にNEDOとの打ち合わせを行い、進捗状況等をNEDOに報告すること。

(3) 予算規模

2,000万円以内（税込）

3. 応募要件

次の a. から c. までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- c. NEDOが調査／事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書（別紙1）」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2021年11月30日（火）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/qftrolftokg2>

(3) 提出方法

- a. 「4.(2) 提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑯を入力いただき、⑰に提出資料をアップロードしてください。アップロードするファイルを提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①調査名
- ②代表法人番号 (13 桁)
- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名
- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- ⑩調査目標
- ⑪提案する方式・方法の内容 (要約)
- ⑫調査課題 (要約)
- ⑬調査実績 (要約)
- ⑭提案額
- ⑮共同提案法人名 (複数の場合は、列記)
- ⑯初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
- ⑰提案書類 (提案書類一式のアップロード)

- b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。

- ・仕様書 (PDF)
- ・提案書類 (WORD)
- ・調査委託契約書 (案) (本公募用に特別に掲載しない場合は、「調査委託契約標準契約書」を指します。)

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

(4) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

5. 公募に関する質問等の問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、公募説明会は開催いたしません。本事業の内容及び契約に関する質問等は、11月26日（金）15時までに8. 問い合わせ先に記載の連絡先にご連絡ください。

6. 委託先の選定

(1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

- a. 調査の目標がNEDOの意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

(3) 委託先の公表及び通知

採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須となります。なお、利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>）に同意の上、利用申請書を提出していただき

ます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。詳細は『ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について』を御覧ください。

(4) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス（詳細は別紙2）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。（仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。）

(5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措

置を行います。)

- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

- iv. 府省等の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（6）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gi_jutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降

2～10年間)

- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

- iv. 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. N E D O は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. N E D O における研究不正等の告発受付窓口

N E D O における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(7) RA (リサーチアシスタント) 等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA (リサーチアシスタント) 等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、N E D O と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事

する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>
- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ
<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>
- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン
https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。詳細は、「契約に係る情報の公表について」をご確認ください。

(9) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制^{*}が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

^{*}我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

- ・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <https://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先までE-mail でお願ひします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 新革新グループ

E-mail : shinkakushin@ml.nedo.go.jp

9. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本調査に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html